



律で義務付けられています。

また、農業集落排水処理施設の区域にお住まいの人についても、速やかに接続することが必要です。

現在、供用を開始している柳橋、前林、高野、上大野・稲宮、葛生、大綱・米倉、恩名、大新、三和北部、間中橋、東山田東部地区のうち、農業集落排水事業に同意している人で、まだ接続をしていない人は、早急に接続をお願いします。

■宅内排水設備工事は指定工事店で

公共下水道・農業集落排水の公共ますに排水管をつなぐまでの敷地内工事を「宅内排水設備工事」といいます。接続工事は、必ず市の指定を受けた指定工事店に依頼してください。

■公共下水道・農業集落排水をご利用の人へ

自家水(井戸)を使用している世帯のうち人数の増減があった場合は、使用汚水量の算定が変わりますので、必ずご連絡ください。

問 ㊟下水道管理課

古河都市計画に関する原案の縦覧

■地区計画の決定に伴う原案の縦覧

都市計画の内容 地区計画の決定(仁連の一部)【市決定】

縦覧期間 7月15日(金)～28日(木)午前8時30分～午後5時15分 [土曜日・日曜日・祝日を除く]

縦覧場所 三和庁舎工業団地開発推進室

意見書の提出方法 地権者または利害関係者で、前記地区計画の内容に対して意見を述べることを希望する人は、7月29日(金)～8月4日(木)に意見書を持参または郵送で提出 [郵送の場合は8月4日必着]

提出先

〒306-0198古河市仁連2065 工業団地開発推進室 宛て

問 ㊟工業団地開発推進室

ユースセンター総和 研修室を開放します

次の期間、研修室を学習室として開放します。

期間 7月20日(水)～8月30日(火)

※ただし、7月29日(金)は定期清掃のため、利用できません。

時間 午前9時～午後9時(中学生は午後5時まで、高校生は午後7時まで)

対象 中学生以上

利用方法 1階事務室窓口で受付をしてください

※学習以外の利用はご遠慮ください。

問 ユースセンター総和

☎31-3211

生ごみ処理機 購入費補助制度

市では、家庭から出る生ごみの減量化を目的に、家庭用の機械式生ごみ処理機器、コンポスト容器およびEMサポート容器の購入費の一部を補助しています。補助要件にご注意ください。※申請書は、三和庁舎環境課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎市民総合窓口室にあります。

補助要件

- ①市内在住で家庭内のごみ処理を行う人
- ②平成28年4月1日以降に購入し、年度内に申請する人
- ③世帯で市税等の滞納がないこと
- ④機械式の処理機器は、1世帯1基までとし、過去5年間補助を受けていない人
- ⑤非機械式の処理機器は、1世帯2基までとし、過去3年間補助を受けていない人

補助金額

(1)機械式の処理機器は、購入価格の2分の1以内の額とし、2万円を限度額とする

(2)非機械式の処理機器は、購入価格の2分の1以内の額とし、3,000円を限度額とする

※購入価格は消費税を含む。また、補助金額に100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てます。

問 ㊟環境課

使用済み小型家電を回収しています

市では、各庁舎に回収ボックスを設置して使用済み小型家電を回収しています。小型家電には希少金属(レアメタル)が多く含まれており、リサイクルすることで限りある資源を有効に活用することができます。

使用済み小型家電がありましたら、ぜひ近くの回収ボックスに投函してください。

回収対象品目

携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ACアダプター、リモコン、携帯音楽プレーヤー、卓上計算機、カーナビ、電子手帳、ゲーム機器

回収ボックス設置場所

- ①総和庁舎：市民協働課前待合ロビー
- ②古河庁舎：市民ロビー
- ③三和庁舎：市民ホール
- ④総和福祉センター「健康の駅」：エントランスホール
- ⑤古河福祉の森会館：エントランスホール

注意事項

- ・個人情報情報は消去してください
- ・回収対象品目以外のは投函しないでください
- ・電池は外して決められた日に集積所に出してください

問 ㊟環境課

■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子育て支援課・子ども入園課)※祝日・年末年始を除く。